

平成 26 年 12 月 8 日
全国健康保険協会

船員保険保養事業委託契約における宿泊室確保事業 に関する会計検査院の指摘について

平成 26 年 11 月 7 日、会計検査院長から内閣総理大臣に対して、平成 25 年度の決算検査報告が行われた。その中で、当協会船員保険部において行った平成 24 年度及び 25 年度の船員保険保養事業委託契約における宿泊室確保事業に係る委託費について、改善の処置を講ずる必要があるとの指摘があった。

1 船員保険保養事業委託契約における宿泊室確保事業の概要

(1) 全国健康保険協会船員保険部（以下「協会」という。）では、船員保険事業における福祉事業として、船員保険保養所等を活用して船員保険の加入者等に静養、家族との団らんの場を提供する船員保険保養事業を一般財団法人船員保険会（以下「船保会」という。）に委託して実施している。

(2) 同事業においては、加入者等の優先利用等のために、各船員保険保養所において宿泊室を 3 室ずつ空室として確保しておく宿泊室確保事業等を実施しており、確保した宿泊室数に 1 室 1 日当たりの単価を乗ずるなどして算定した宿泊費相当額を委託費として船保会に支払っている。

2 会計検査院の指摘

会計検査院からは、上記委託費について、「船員保険加入者等に優先的に利用させるために確保している宿泊室において、実際には空室となっておらず、利用者から直接宿泊料を徴収している宿泊室があり、これら宿泊室については、宿泊料相当額を重複して支払う必要はないことから、宿泊費相当額を委託費として支払っている事態は適切ではなく、改善の必要がある」との指摘があった。

3 協会における改善処置

協会においては、会計検査院の指摘に基づき、平成 26 年度の委託契約から、宿泊室確保事業により確保している宿泊室を加入者等又は加入者等以外の利用者に利用させて宿泊料を徴収する場合には、当該宿泊室を委託費の算定対象から除外するよう委託事業の実施要領を改訂し、委託費の節減を図る処置を講じた。（処置済）